議案第９９号

小松島市学校給食費徴収条例の制定について

小松島市学校給食費徴収条例を別紙のように制定する。

令和７年１２月３日提出

小松島市長　中　山　俊　雄

小松島市学校給食費徴収条例

（趣旨）

第１条　この条例は，学校給食法（昭和２９年法律第１６０号。以下「法」という。）の規定に基づき，市が実施する学校給食及びこれに準じて市が設置する幼稚園（以下「市立幼稚園」という。）において実施する給食に係る給食費の徴収に関し，必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

（１）　学校給食　法第３条第１項に規定する学校給食及びこれに準じて市立幼稚園において園児に対し実施される給食をいう。

（２）　学校給食費　法第１１条第２項に規定する学校給食費及びこれに準じて市立幼稚園において学校給食を受ける園児の保護者が負担すべき経費をいう。

（３）　保護者等　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１６条に規定する保護者及びこれに準ずる者として規則で定める者をいう。

（４）　学校給食費負担者　学校給食を受ける園児，児童又は生徒の保護者等をいう。

（学校給食費の徴収）

第３条　市長は，学校給食費負担者から学校給食費を徴収する。

（学校給食費の額）

第４条　学校給食費の額は，市長が別に定める。

（学校給食費の納付）

第５条　学校給食費負担者は，学校給食費を規則で定める日（以下「納期限」という。）までに納付しなければならない。

（学校給食費の減免）

第６条　市長は，規則で定める事由に該当するときは，学校給食費を減額

し，又は免除することができる。

（督促）

第７条　市長は，納期限までに学校給食費を納付しない学校給食費負担者があるときは，期限を指定して督促しなければならない。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか，この条例の施行に関し必要な事項は，規則で定める。

附　則

この条例は，令和８年４月１日から施行する。

提案理由

学校給食費の公会計化を令和８年度から実施することに伴い、学校給食費の徴収及び管理に関する事項を明確化するため、新たに条例を制定するものである。